

重要病害虫発生時対応基本指針（平成24年 5 月17日付け24消安第650号消費・安全局長通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第3 事前の準備 1 連絡体制の構築等 （1）（略） （2）都道府県は、重要病害虫の発生後、直ちに発生状況等の調査や防除対策を講ずることができるよう、あらかじめ生産園地の場所、栽培植物の種類及びその生産量等の情報を収集するものとする。 2 要員及び資材の確保 （1）植物防疫所（那覇植物防疫事務所を含む。以下同じ。）及び都道府県は、重要病害虫の発見後、直ちに発生状況等の調査や防除が講じられるよう、対応可能な要員のリストアップを行うものとする。 （2）（略） 3・4 （略） 5 周知 <u>国及び都道府県は、農業者等に対し、規則別表8に掲げる有害動植物と疑われる動物又は植物を発見した場合には、法第16条の8に基づき、植物防疫所又は都道府県に通報するよう周知するものとする。</u> 第4 重要病害虫の発見・報告 1 侵入調査等の実施 （1）植物防疫所は、重要病害虫の発生を早期に把握するため、<u>法第16条の7に規定する侵入調査事業による調査（以下「侵入調査」という。）を実施し、都道府県は、法第16条の7第2項に基づき侵入調査事業に協力し、侵入調査を実施するものとする。</u> （2）植物防疫所及び都道府県は、（1）により侵入調査を実施するほ	第3 事前の準備 1 連絡体制の構築等 （1）（略） （2）都道府県は、重要病害虫の発生後、直ちに発生調査や防除対策を講ずることができるよう、あらかじめ生産園地の場所、栽培植物の種類及びその生産量等の情報を収集するものとする。 2 要員及び資材の確保 （1）植物防疫所（那覇植物防疫事務所を含む。以下同じ。）及び都道府県は、重要病害虫の発見後、直ちに発生調査や防除が講じられるよう、対応可能な要員のリストアップを行うものとする。 （2）（略） 3・4 （略） （新設） 第4 重要病害虫の発見・報告 1 侵入警戒調査等の実施 （1）植物防疫所及び都道府県は、重要病害虫の発生を早期に把握するため、<u>侵入警戒調査を積極的に実施するものとする。</u> （2）植物防疫所及び都道府県は、（1）により侵入警戒調査を実施す

か、重要病害虫の発生を早期に把握するため、発生予察事業等の調査、農業者等からの通報並びに農業者等への周知及び防除指導を通じて、管轄する地域内に生息している有害動植物の種類やその被害状況等についての情報を収集するものとする。

- (3) 植物防疫所及び都道府県は、(1) 及び (2) の調査等の結果、有害動植物の新たな発生の疑いがあると認めるときは、遅滞なくその情報を共有するものとし、植物防疫所は当該情報を別記様式 1 により速やかに農林水産省消費・安全局植物防疫課（以下「植物防疫課」という。）宛て報告するものとする。

2 (略)

3 発見の報告

- (1) 都道府県は、2 の同定の結果、当該有害動植物が重要病害虫に該当すると判明した場合又は該当することが疑われる場合には、速やかに、有害動植物の名称、発見した年月日、発見した場所、発見した植物名、被害状況等の情報を別記様式 2 により植物防疫課宛て報告するものとする。ただし、植物防疫法関係事務に係る処理基準（平成12年 4 月11日付け12農産第2652号農林水産事務次官依命通知。）による報告を行った場合は、本報告を省略することができる。

- (2) 植物防疫所は、自ら実施する侵入調査等において重要病害虫を発見した場合には、(1) と同様の報告を行うものとする。

第5 初動対応

1～3 (略)

4 初動防除の終了

植物防疫課は、重要病害虫リスク分析の結果等を踏まえ、発生した重要病害虫に対して法第17条第1項の規定に基づく防除等の特別な防除が必要でないと判断した場合は、必要に応じて植物防疫所、都道府

るほか、重要病害虫の発生を早期に把握するため、発生予察事業等の調査及び農業者等への防除指導を通じて、管轄する地域内に生息している有害動植物の種類やその被害状況等についての情報を収集するものとする。

- (3) 植物防疫所及び都道府県は、(1) 及び (2) の調査等の結果、新たな有害動植物の発生の疑いがあると認めるときは、遅滞なくその情報を共有するものとし、植物防疫所は当該情報を別記様式 1 により速やかに農林水産省消費・安全局植物防疫課（以下「植物防疫課」という。）宛て報告するものとする。

2 (略)

3 発見の報告

都道府県は、2 の同定の結果、当該有害動植物が重要病害虫に該当すると判明した場合又は該当することが疑われる場合には、速やかに、有害動植物の名称、発見した日時、発見した場所、発見した植物名、被害状況等の情報を別記様式 2 により植物防疫課宛て報告するものとする。また、植物防疫所が侵入警戒調査等において重要病害虫を発見した場合も同様に報告するものとする。

ただし、都道府県は、当該重要病害虫が第2の(1)の重要病害虫である場合には、植物防疫課への報告とともに、植物防疫法関係事務に係る処理基準（平成12年 4 月11日付け12農産第2652号農林水産事務次官依命通知）により、法第21条に基づく農林水産大臣への報告を行うものとする。

第5 初動対応

1～3 (略)

4 現地対策検討会議の開催

- (1) 植物防疫課は、重要病害虫リスク分析の結果に応じ、発生した重要病害虫に対して法第17条第1項の規定に基づく防除等の特別な防除が必要でないと判断した場合は、植物防疫所に対し初動防除を取

県等の関係機関を招集し、検討した上で、植物防疫所に対し初動防除を取りやめるよう指示するとともに、都道府県に対して農業者等に対する防除指導を徹底するよう要請するものとする。

第6 防除対策の決定・実施

1 対策検討会議の開催

- (1) ・ (2) (略)
- (3) 対策検討会議では、発生した重要病害虫について、第5の調査、重要病害虫リスク分析等の情報を基に、次の項目のうち必要なものについて分析及び評価を行い、防除対策を検討する上で必要な基礎的情報を整理し、具体的な防除対策の案を取りまとめるものとする。
- ①～⑩ (略)

2～4 (略)

5 発生の公表及び報告

- (1) 農林水産省及び都道府県は、重要病害虫の発生が認められ、法第17条第1項の規定に基づく緊急防除等の特別な防除が必要となることが想定されると判断される場合には、発生の実事及び被害状況や防除対策等の情報を遅くとも防除対策の決定までに公表するものとする。
- (2) ・ (3) (略)

別記様式1 (第4 関係)

年 月 日

農林水産省消費・安全局
植物防疫課 宛

りやめるよう指示するとともに、都道府県に対して農業者等に対する防除指導を徹底するよう要請するものとする。

(2) 植物防疫課は、(1)により要請を行う場合は、現地対策検討会議を開催し、発生した重要病害虫に対する防除方針を決定するものとする。

第6 防除対策の決定・実施

1 対策検討会議の開催

- (1) ・ (2) (略)
- (3) 対策検討会議では、発生した重要病害虫について、第5の調査及び重要病害虫リスク分析等の情報を基に、次の項目について分析及び評価を行い、防除対策を検討する上で必要な基礎的情報を整理し、具体的な防除対策の案を取りまとめるものとする。
- ①～⑩ (略)

2～4 (略)

5 発生の公表及び報告

- (1) 農林水産省及び都道府県は、重要病害虫の発生が認められた場合には、発生の実事及び被害状況や防除対策等の情報を遅くとも防除対策の決定までに公表するものとする。
- (2) ・ (3) (略)

別記様式1 (第4 関係)

年 月 日

農林水産省消費・安全局
植物防疫課 宛

〇〇植物防疫（事務）所

重要病害虫発生時対応基本指針第4の1に基づく報告の一覧表
について

侵入調査、発生予察事業等の調査等の結果、有害動植物の新たな発生
の疑いがあると認められるので下記のとおり報告します。

記

情報入手機関	情報入手年月日	宿主/寄主植物	同定状況

（注）一覧表の更新があった場合はその都度、報告するものとする。

別記様式2（第4関係）

年 月 日

農林水産省消費・安全局
植物防疫課 宛
（〇〇農政局経由）

（ 〇〇植物防疫（事務）所
〇〇都道府県植物防疫主務部 ）

重要病害虫発生時対応基本指針第4の3に基づく発見の報告に

〇〇植物防疫（事務）所

重要病害虫発生時対応基本指針第4の1に基づく報告の一覧
表について

侵入警戒調査、発生予察事業等の調査等の結果、新たな有害動植物の
発生の疑いがあると認められるので下記のとおり報告します。

記

情報入手機関	情報入手年月日	宿主/寄主植物	同定状況

（注）一覧表の更新があった場合はその都度、報告するものとする。

別記様式2（第4関係）

年 月 日

農林水産省消費・安全局
植物防疫課 宛
（〇〇農政局経由）

（ 〇〇植物防疫（事務）所
〇〇都道府県植物防疫主務部 ）

重要病害虫発生時対応基本指針第4の3に基づく発見の報告

ついて

侵入調査、発生予察事業等の調査等において発見した有害動植物を同定した結果、重要病害虫発生時対応基本指針に定義される重要病害虫に該当する又は該当する疑いがあるので、基本指針第4の3に基づき、下記のとおり報告します。

記

(1) 有害動植物の名称	
(2) 発見した年月日	
(3) 発見した場所	
(4) 発見した植物名※	
(5) 被害状況	
(6) 備考	

※ 誘引剤等の名称の記載も可とする。

について

侵入警戒調査、発生予察事業等の調査等において発見した有害動植物を同定した結果、重要病害虫発生時対応基本指針に定義される重要病害虫に該当する又は該当する疑いがあるので、基本指針第4の3に基づき、下記のとおり報告します。

記

(1) 有害動植物の名称	
(2) 発見した日時	
(3) 発見した場所	
(4) 発見した植物名※	
(5) 被害状況	
(6) その他	

※ 誘引剤等の名称の記載も可とする。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。